

こくほ こくみんけんこう ほけん 国保（国民健康保険）のおしらせ



国保とは、みんなでお金を出し合い、個々の医療費の自己負担を軽減しようという助け合いの制度です。都道府県と市町村が保険者（制度の運営者）です。

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除くすべての人が国保に加入します。

国保に加入するのはこんな人

- 自営業の人
- 農業や漁業などを営んでいる人
- 退職して職場の健康保険をやめた人
- パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康保険に加入していない人
- 3か月を超えて日本に滞在すると認められた外国籍の人（医療滞在ビザで入国した人などは除く）

加入するためには届出が必要です。

国保に加入するとき

- ほかの市区町村から転入してきたとき（職場の健康保険に加入していない場合）
- 職場の健康保険をやめたとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったときなど

国保をやめるとき

- ほかの市区町村へ転出するとき
- 職場の健康保険に加入したとき
- 国保の被保険者が死亡したとき
- 生活保護を受け始めたとき
- 後期高齢者医療制度に移行したときなど（75歳になって移行するときは届出は不要）



その他の届出

- 住所、氏名、世帯が変わったとき
- 世帯主が変わったとき
- 保険証または資格確認書を紛失したときなど（マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）を保有していない人）



注意！ 国保に加入するときや、やめるときは**14日以内**に届出が必要です。
届出が遅れると・・・加入の届出が遅れると、保険税は加入の資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。また、やめる届出が遅れると、**二重払い**になってしまうこともあるので、必ず14日以内に届け出ましょう。

必要書類については：国保年金課 TEL 43-9487

～国民健康保険で受けられる給付～

お医者さんにかかるとき

- 医療機関や薬局などの窓口で次のいずれかを提示してください。
- マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）
 - 保険証
 - 資格確認書

義務教育就学前まで	2割
義務教育就学後～69歳まで	3割
70歳～74歳まで	2割 3割（現役並み所得者）



※交通事故など第三者の不法行為による傷病で診療を受け、国保を使用するときは国保年金課に届け出てください。

70歳から74歳までの人には自己負担割合（2割または3割）が記載された「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が交付されます。
70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の人はその月）から対象となり、1週間前に送付されます。

問合せ先／TEL 43-9384

いろいろな給付等

- 妊産婦10割給付（国保加入者が母子手帳の交付を受けたとき） 問合せ先／TEL 43-9487
証明書を発行してもらい医療機関に提示すると保険が適用になる外来医療費が無料になります。
- 産前産後の保険税の軽減（国保加入者が出産するとき） 問合せ先／TEL 43-9384
出産者の産前産後期間（4か月／多胎妊娠の場合は6か月）の保険税を減額します。
- 出産育児一時金（国保加入者が出産したとき） 問合せ先／TEL 43-9376
50万円…産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した場合
48万8千円…産科医療補償制度に未加入の医療機関等での出産または22週未満の出産の場合。
- 葬祭費（国保加入者が死亡したとき） 問合せ先／TEL 43-9376
5万円（ただし、同一の死亡につき、他の健康保険から給付を受ける場合を除く）
- 移送費 問合せ先／TEL 43-9314
医師の指示により緊急時にやむを得ず重病人が入院・転院する際の移送に費用がかかり、申請して認められた場合。
- 費用をいったん全額自己負担したとき 問合せ先／TEL 43-9314
やむを得ず、保険証を持たずに全額自己負担した場合や、医師が治療上必要と認めたコルセットなどの装具を購入した場合、自己負担分を除いた額が払い戻されます。

※いずれの給付等も申請が必要です。
詳細についてはお問い合わせください。

高額療養費の申請・支給について

同一月内に支払った医療費の自己負担額が、一定の限度額※を超えた場合、申請により、その超えた金額分が高額療養費として支給されます。
申請の際に領収書の原本が必要となりますので、大切に保管してください。



年間の医療費と介護保険サービス費の合計が高額になったとき

1年間（毎年8月から翌年7月末）に支払った世帯内の国保加入の方の医療費と介護保険サービス費の自己負担額を合算して高額になったときは、一定の限度額※を超えた分が申請により支給されます。

※「限度額」は年齢や世帯の所得により異なります。詳細についてはお問い合わせください。 問合せ先／TEL 43-9314



75歳以上の人のための医療保険 後期高齢者医療制度

15

被保険者(対象となる人)

①75歳以上の人《75歳の誕生日から加入》

▶加入手続は不要

※マイナ保険証をお持ちでない方には、誕生日の約2週間前に資格確認書を郵送します。(7月31日までは全員に郵送します。)

②一定の障がい等を有する65歳以上の人《広域連合の認定した日から加入》

▶加入には国保年金課11番窓口での申請が必要

保険者(制度の運営者)

青森県後期高齢者医療広域連合

- 資格確認書等の交付
- 保険料の賦課
- 医療を受けた時の給付など

八戸市

- 資格確認書等の引渡し
- 保険料の徴収
- 各種申請や届出の受付など

お医者さんにかかるとき

必ず**マイナ保険証**または**資格確認書**等(資格の確認ができるもの)を医療機関や薬局の窓口で提示してください。

自己負担割合 ●現役並み所得者……………3割
●それ以外の方……………1割又は2割



※負担割合は所得・収入に応じて世帯ごとに決まります

交通事故などの第三者の不法行為による「けが」で受診する際、後期高齢者医療制度を使用する時は、国保年金課に届出が必要です。

いろいろな給付

治療用装具を購入したとき

…医師が治療上必要と認めた補装具を購入した場合、申請により自己負担分を除いた額が支給されます。ただし、日常生活や職業上の必要性によるものは、対象外です。

移送費

…医師の指示により緊急時にやむを得ず入院・転院する際の移送に費用がかかり、申請により広域連合が必要と認めた場合は移送費が支給されます。申請には医師の意見書が必要です。(単なる転院に係る移送は対象になりません。)

葬祭費

…被保険者の死亡により葬祭を行った人には、申請により5万円を支給します。

健康の保持増進のために無料の「健康診査・歯科口腔健康診査」を受診しましょう

健康診査は、生活習慣病の早期発見により、適切に医療につなげることを目的に行っています。※がん検診も無料で受けられます。

健診機関、健診項目等については、資料編16ページ、18～22ページをご覧ください。

歯科口腔健康診査の健診機関等は、資料編11～12ページをご覧ください。

※受診の際には、希望する健診機関へ電話でお申し込みください。

▼詳細やご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

問合せ先

- ◆国保年金課 TEL 0178-43-2111 内線5528・5529・5530
FAX 0178-44-9106
- ◆青森県後期高齢者医療広域連合 TEL 017-721-3821

◇詳しくはホームページでもご覧いただけます。

「八戸市ホームページ」→「暮らし・手続き」→「年金・保険」→「後期高齢者医療制度」

特定健康診査・その他の健康診査

【ご注意】①健診センターでの健診 ②受託医療機関での健診 ③国保人間ドック・後期高齢者人間ドックのうち、いずれか1つを年度内(4月～翌年3月)に1回限り受診できます。

対象年齢	医療保険の種類(※1)	健診の種類	健診項目	健診場所	健診日	申込方法
40～74歳	八戸市国保以外の医療保険(協会けんぽや共済組合等)	特定健康診査	現在ご加入の医療保険者から送付される通知や受診券により健診を受けることになります。協会けんぽ被扶養者の人は下記の通りです。それ以外の医療保険に加入の人は、健診場所や自己負担、健診日などの詳細は、ご加入の医療保険者やお勤めの事業所などへお問い合わせください。			
	協会けんぽの被扶養者(自己負担額：無料)	特定健康診査	身体測定(身長、体重、BMI、腹囲)、理学的検査(内診)、血圧測定、尿検査(糖、蛋白)、血液検査(脂質、血糖検査、肝機能)	受診券に同封の「実施機関一覧表」をご覧ください。(送付時期は4月上旬)	【予約制】 各実施機関の診療日	直接、電話でご希望の実施機関へ 問合せ先：協会けんぽ青森支部 TEL 017-721-2723
	八戸市国民健康保険(自己負担額：無料)	特定健康診査	●基本項目 問診、身体診察、計測(身長、体重、腹囲)、血圧測定、肝機能、脂質(中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール)、血糖検査(空腹時血糖、ヘモグロビンA1c)、尿検査(糖、蛋白、潜血)、腎機能(血清クレアチニン)、尿酸、貧血検査、心電図、聴力 ●医師が必要と認めた人が対象になる項目(※3) 眼底検査、眼圧検査 ※尿酸・聴力・眼圧検査は、健診センター受診時のみの項目 ●健診の結果により、当日もしくは後日に「特定保健指導」を受けていただく場合があります。	八戸市総合健診センター・40～74歳の人 受託医療機関・65～74歳の人・40～64歳の心身障がい者	●八戸市総合健診センター 【予約制】 毎週(月)～(金) ※祝日を除く ●受託医療機関 (18～22ページに記載) 各受託医療機関の診療日	●八戸市総合健診センター 直接、電話かFAXで健診センターへ。 TEL 70-5563 FAX 96-6124 【予約受付時間】 8:00～16:45
75歳以上(※2)	後期高齢者医療制度(自己負担額：無料)	健康診査	●基本項目 問診・身体診察・計測(身長・体重)・血圧測定・肝機能・脂質(中性脂肪・HDL コレステロール・LDL コレステロール)・血糖検査(空腹時血糖またはヘモグロビンA1c)・尿検査(糖・蛋白) ●医師が必要と認めた人が対象になる項目(※3) 貧血検査・心電図・眼底検査・血清クレアチニン	八戸市総合健診センターおよび受託医療機関	(受診の際は、必ずマイナ保険証または資格確認書等(資格の確認ができるもの)を窓口で提示してください。	●受託医療機関 (18～22ページに記載) 直接、受託医療機関へ。

※1 生活保護を受給している等の理由により医療保険に加入されていない人も、同様の健診を受診できます。
 ※2 一定の障がいをお持ちの65歳～74歳で、青森県後期高齢者医療広域連合の認定を受けている人を含みます。
 ※3 受診当日の健診結果や診察により医師が必要と認めた場合に追加されます。
 ※4 年度途中に健診未受診者へハガキを送ることもありますが、ハガキがなくても受診できます。

問合せ先/国保年金課(国民健康保険加入者) TEL 43-9376 (後期高齢者医療制度) TEL 43-9065

国保人間ドック・後期高齢者人間ドック

【ご注意】国保特定健康診査、後期高齢者健康診査、住民健診の胃・肺・大腸がん検診を受診された人は、年度内(4月～翌年3月)に国保人間ドック、後期高齢者人間ドックを重複して受診することができません。

健診の種類	国保人間ドック		後期高齢者人間ドック
対象者	八戸市国民健康保険に加入している30～74歳の人(30歳の人は誕生日以降)		後期高齢者医療制度加入者
自己負担	39歳以下 6,000円 40歳以上 3,000円	ただし、次の人は無料です。 ・70歳以上の人(年度内に70歳に達する人を含みます。) ・40歳以上の市民税非課税世帯の人(年度内に40歳に達する人を含みます。4月～7月までは前年度の課税区分、8月～3月までは当年度の課税区分で判断します。)	5,000円
健診項目	国保特定健康診査の基本項目に加えて、視力、眼底検査、眼圧検査、超音波検査、胃がん検診、肺がん・結核検診(40歳以上の人【必要により喀痰検査も有】)、大腸がん検診		後期高齢者健康診査の基本項目に加えて、腹囲、腎機能、尿酸、貧血検査、心電図、視力、聴力、眼底検査、眼圧検査、超音波検査、胃がん検診、肺がん・結核検診、大腸がん検診
健診当日	・マイナ保険証または資格確認書等(資格の確認ができるもの)を必ずお持ちください。 窓口受付時間/7:30～9:30 ※詳細は予約時にお知らせします。		・マイナ保険証または資格確認書等(資格の確認ができるもの)を必ずお持ちください。 窓口受付時間/7:30～9:30 ※詳細は予約時にお知らせします。
健診場所・申込先	八戸市総合健診センター 八戸市田向三丁目6-15 (予約受付時間 8:00～16:45) TEL 70-5563 / FAX 96-6124		

★健診の結果により、当日の午後もしくは後日に「特定保健指導」を受けていただく場合があります。

16